

【概要】

- 一時保護所に入所した児童に対し、大切にされる権利や相談したいときの選択肢についてわかりやすくまとめたリーフレットと相談用紙の組み合わせ。一時保護所における子供の権利擁護を図るため、令和元年11月運用開始。
- 相談用紙は入所時に必ず配布。一時保護所内にも常備。いつでも書くことができるよう配慮。
- 相談用紙を、保護所に設置された意見箱に投函すると、子供の権利擁護専門相談事業の専門員に届く仕組み。訴えの内容に応じて子供の権利擁護専門員（弁護士、学識経験者等）が面接等を実施。

【子供への配布方法等】

- 配布対象：幼児以上
(子供の年齢や理解度に応じて配布)
- 配布方法等：一時保護所への入所時に、担当児童福祉司が子供へリーフレットと相談用紙を渡して説明（一時保護委託児童は、権利ノートに挿し込む「はがき」で代用）

【相談用紙投書実績】

令和元年度：26件
 令和2年度：91件
 令和3年度：81件(11月末日現在)

あなたへのおしらせ

- あなたは、このせかいにひとりしかいない、とてもだいせつなこどもです。
- こまったこと、つらいこと、なんでもおとなに、おはなしてください。あなたをまもります。

こまっていることをおてがみにかいてください

- こどもがこまっていることをきいて、いっしょにかんがえてくれるおとなに、おてがみをかけます。
- かきかたは、ほごしょのおとなにきいてね！

こんごことをされたら・・ おどろのひとに、おしえてね

- ぶったり、けったり、いたいことをされる。
- ごはんや、おやつをもらえない。
- おはなしを、きいてもらえない。
- からだをさわられる。さわられる。
- いやなこと、こわいことをむりやりやられる。

どうやって、おはなしたいのか？ こんごふうにおはなしてね

私は、〇〇さんから、いやなことをされました。きいてください。

☆あなたが困っていること、相談したいことを書いてください。

☆あなたのお名前 ☆一時保護所の名前

※名前を書きたくないときは書かなくてもよいです。 ☆この相談を書いた日 年 月 日